

居宅介護支援事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第 2270600840 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 有限会社ハーベストライフ |
| (2) 法人所在地 | 静岡県三島市南二日町650番地1 |
| (3) 電話番号 | 055-975-7788 |
| (4) 代表者氏名 | 宮本 光也 |
| (5) 設立年月 | 平成17年04月14日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
更新年月日 令和05年11月01日 三島市指定 第2270600840号
- (2) 事業所の目的 要支援状態又は事業対象者、要介護状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 みのり居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 静岡県三島市中田町551
- (5) 電話番号 055-991-7778
(緊急連絡先 : 080-1580-1882)
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 石倉 幸子
- (7) 当事業所の運営方針 ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるように配慮し、ご利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- (8) 開設年月日 平成23年11月01日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 三島市・沼津市・長泉町・清水町・函南町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (12月31日～ 1月 3日除く)
営業時間	月曜日～土曜日 8時15分～17時15分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 8時15分～17時15分
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制での受付

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 介護支援専門員	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれ、週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40.0時間)で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 介護支援専門員	勤務時間： 8:15～17:15

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

（１）サービスの内容と利用料金（契約書第３～６条、第８条参照）

<サービスの内容>

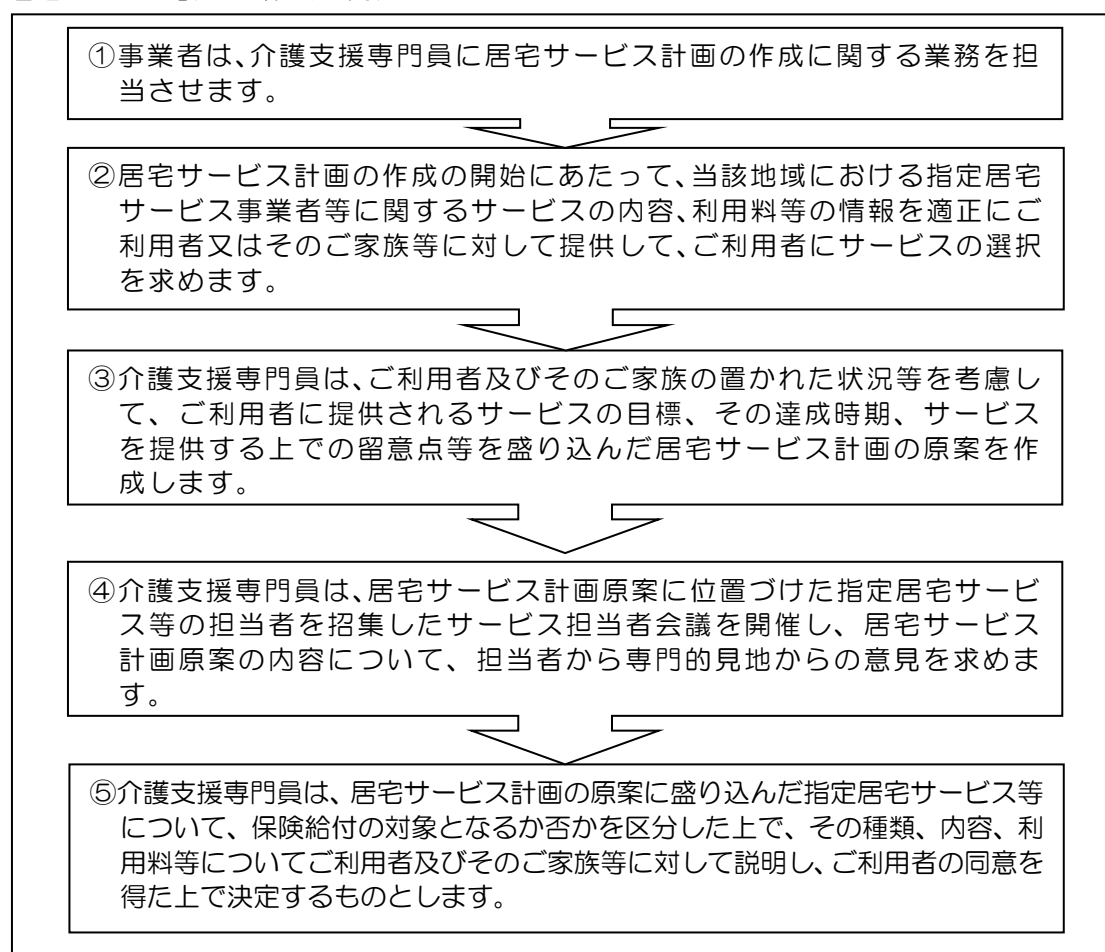
① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

☆契約時の説明等について、ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者やそのご家族に対して、ご利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該居宅サービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることも可能です。

☆当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。なお、この場合は提供証明書を発行しますので、後日保険者に提出すれば全額払い戻されます。（償還払い）

- ・要介護1、2 1,086単位/月 ・要介護3～5 1,411単位/月
- ・初回加算 300単位/月
- ・退院・退所加算

（退院・退所加算）	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
I ： 連携1回	イ、450単位	□、600単位
II ： 連携2回	イ、600単位	□、750単位
III ： 連携3回	×	900単位

- ・入院時情報連携加算（I）250単位/月 ・入院時情報連携加算（II）200単位/月
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回 ・特定事業所加算（III）323単位/月
- ・通院時情報連携加算 50単位/月

※該当する場合のみ算定となります。

※三島市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.21円を乗じた金額が事業所に給付されます。

（2）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末までに銀行振り込み（振り込み手数料はご負担願います）又は口座振替にて支払うものとします。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、ご利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご利用者及びそのご家族に連絡いたします。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）	石倉 幸子
○受付時間	毎週月曜日～土曜日 8：15～17：15
電話番号	055-991-7778

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○三島市役所	所在地	三島市北田町4-47
介護保険課	電話番号	055-983-2607
	受付時間	8：30～17：15
○沼津市役所	所在地	沼津市御幸町16-1
長寿福祉課	電話番号	055-934-4873
	受付時間	8：30～17：15
○清水町役場	所在地	清水町堂庭210-1
福祉介護課	電話番号	055-981-8213
	受付時間	8：30～17：15
○長泉町役場	所在地	長泉町中土狩828
長寿介護課	電話番号	055-989-5511
	受付時間	8：30～17：15
○函南町役場	所在地	函南町平井717-13
福祉課	電話番号	055-979-8126
	受付時間	8：30～17：15
○静岡県国民健康保険団体連合会	所在地	静岡市葵区春日2-4-34
介護保険課	電話番号	054-253-5590
	受付時間	8：30～17：15